

## 2014年3月議会 意見書等についての反対討論（要旨）

2014年3月26日

まつざき 真琴

私は、日本共産党県議団として、提案されました「労働者の雇用の安定を求める意見書案」に賛成し、「国会に憲法改正の早期実現を求める意見書案」と「損害賠償請求に係わる民事調停に関する決議案」に反対することについて、それぞれの理由を述べ討論いたします。

まず、「労働者の雇用の安定を求める意見書案」についてであります。

本意見書案は、労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することを政府に求める内容であります。

安倍首相は、「企業が世界で一番活動しやすい国」をめざすと度々発言されていますが、これは、労働者にとっては「世界で一番不幸な国」と言えます。企業にとって、いかに人件費を安く抑えるかというのは、大きな命題でしょう。だからこそ、日本の企業をはじめとして、各先進国の企業は安価な人件費を求めて海外進出を進めているのであります。

昨年来「経済財政諮問会議」、「規制改革会議」、「産業競争力会議」など、労働者の代表が参加しない場で、「労働時間法制の見直し」、「研究者等への労働契約法をめぐる課題に関する検討」「労働者派遣制度の見直し」「『多元的で安心できる働き方』の導入促進」など、大企業の使い勝手のいいように労働法制の規制を緩和する内容が議論されてきました。これらは、「多様な働き方」を口実に、非正規雇用の拡大・固定化を招くものです。

デフレからの脱却や「経済の好循環」を招くには、労働者の賃金の引き上げはもちろん、非正規雇用をなくし、安心して働ける労働環境の整備が不可欠です。

よって、本意見書案にある項目について、政府に早急に対応を求めることが必要であると考え、本意見書案に賛同するものであります。

次に、「国会に憲法改正の早期実現を求める意見書案」についてであります。

本意見書の中で、「わが国を取り巻く東アジア情勢は、一刻の猶予も許されない事態に直面している」と規定し、危機感を煽っています。

そのような状況を招いた原因は、安倍首相自身にあります。秘密保護法を強行採決し、靖国神社に参拝し、従軍慰安婦問題について河野談話についての調査を行うとし、集団的自衛権の行使についても、憲法解釈を変更し、容認する姿勢を示すなど、「戦争できる国」づくりを目指して暴走を強めています。

今、世界の平和の地域共同体は、発展しています。東南アジア諸国連合・ASEANの平和の枠組みである東南アジア友好協力条約（TAC）は、現在57カ国、人口で51.5億人、世界人口の72%と、広がっています。ASEANの国々は、どんな大国の支配権も認めない自主的なまとまりを作るとともに、年間1000回を超えるという徹底した対話によって「紛争を戦争にしない」―「紛争の平和的解決」を実践しています。そして、この平和

の流れをアジア・太平洋全体に、さらに世界へ広げようとしています。

世界の宝と言われる憲法9条を持つわが国が、このような平和の世界の流れの中で、果たすべきは、憲法を変えて、「国防軍」を作り、集団的自衛権の行使に備えることではなく、憲法を守り、世界の平和の実現に貢献することです。

また、改憲の理由に、憲法が時代に即していないと言われますが、もしそういう状況があるとすれば、それは、憲法に問題があるのではなく、憲法を生かした政治が行われていないことにこそ問題があります。

かごしま9条の会より、「自由民主党の『憲法改正早期実現意見書案』に反対する」声明が発表され県議会議長あてに届けられました。

その中には、自民党が2012年4月に発表した「日本国憲法改正草案」について「9条を改正して集団的自衛権を行使できる『国防軍』を作り、天皇を元首とし、基本的人権を『公益及び公の秩序』によって制限できるようにするなど、日本国憲法の平和主義、国民主権主義、基本的人権の尊重などの基本原理を根本から覆そうとしている」と指摘したうえで、「このような意見書を十分な議論もせず鹿児島県議会が拙速に採択することに反対します。」と述べています。

鹿児島県保険医協会からも、議長あてに要請文が届けられておりますが、同様に自民党の「憲法改正草案」の問題点を指摘し、「地域医療をにない、人命を守る医師・歯科医師としてこのような日本国憲法の改正に反対し、このような意見書を鹿児島県議会が否決することを強く要望致します。」と述べられています。

憲法改正という重大かつ国民世論を二分するような問題について、本県議会において議席の7割を占める会派の数の力で強引に意見書案を提出し、これを採択することは、民主主義を破壊するものであり、断じて許せません。よって、本意見書案に反対するものです。

最後に、「損害賠償請求に係る民事調停に関する決議案」についてであります。

本決議は、県発注の海上工事について、談合を行い、独占禁止法違反で、公正取引委員会より、排除措置命令、及び課徴金納付命令を受けた建設業者に対して、県が建設工事請負契約書の規定に基づいて請求した損害賠償金を、県に減額せよと県議会として決議をあげるものであります。

そもそも談合とは、入札参加者間の公正かつ自由な競争を通じて受注者や受注価格を決定しようとする入札システムを否定するものであり、県発注の工事の場合、県予算の適正な執行を阻害し、納税者である県民の利益を損ねる行為ともなります。

談合で落札企業が不当に得た利益は、県民の税金の詐取であり、県民に返すべきものであります。請負契約書に「10%請求」とあるのを承知で談合した業者が、いざ発覚すると経営環境の厳しさを理由に減額をというのは、ゲームで負けそうになって自分が勝てるようにルールを変えようというようなもので、これでは法治国家と言えません。それを、議会も一緒になって、減額せよという決議をあげるなどもってのほかです。

今回、損害賠償を請求されている31社のうち、21社において、この問題が指摘された2010年からの3年間だけで、総額3,200万円もの企業献金をそれぞれの地元の自民

党に行っていることが政治団体の収支報告書に記載されています。

企業は何らかの「見返り」を求めて献金を行っていると思われませんが、今回の決議は、この献金にこたえるものなのでしょうか。

これらの献金分は、損害賠償金にあてよと返金したらいかがですか。以上の理由から、本決議案に反対することを申し述べ討論を終わります。